

平成28年度担い手等との意見交換結果及び対応について

宮崎県農地中間管理機構

1 意見交換の方法

農地中間管理機構の地域駐在員（8名）が各市町村の巡回時や会議等において、認定農業者や法人等の担い手から意見・要望を聞き取るとともに、市町村等担当者の意見も合わせて集約した。

2 意見交換の相手

認定農業者、法人、新規参入者、その他の担い手等 合計177回、延べ3,208名

3 出された主な意見・要望等

- ・農用地利用集積計画において、賃料の支払い方法を賃貸借から使用貸借に変更したいが可能か。また、記載内容の変更の手続きで、変更が可能な項目を明確にしてほしい。
- ・合意解約をする場合の様式や必要書類の数が多いため、整理してほしい。
- ・機構に農地を貸し付けた後に地主が死亡したら、手続きはどうなるのか。また、借受者が死亡した場合についても、手続きが明確でないのではないかと。
- ・農地の出し手が機構に預けたいと思っても、機構は受け手が見つからない農地は借りないのではないかと。出し手が預けたい全ての農地を、機構は預かってもらえないかと。
- ・毎年報告が求められる農用地等利用状況報告を、受け手から回収する方法が現在の方法では非効率であり、改善を検討してほしい。
- ・機構から農地を借り受けていた方が亡くなったので、その後の受け手が見つかるまでは農地を預かって保全管理をしていただきたい。
- ・機構から法人が借り受けている農地の再配分に向けて、農地集約化をテーマに法人間の意見交換が行える研修会を開催してほしい。

4 機構における対応

機構は、受け手となる担い手等から出された意見について随時検討し、農地中間管理事業に実施に当たって以下の項目について改善を図り、また、継続して検討しているところである。

（1）農地中間管理事業の実施に関すること

① 農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画の記載内容の変更

（平成28年10月4日 支庁・振興局担当者会議で説明済み）

利用権設定後に真にやむを得ない事情が生じた場合に限り変更ができることとしているが、具体的な変更可能な内容を見直して明記した。また合わせて、変更に必要な手続きや添付書類等について、追加・修正を行った。

② 農地中間管理機構との利用権等の合意解約

（平成28年10月4日 支庁・振興局担当者会議で説明済み）

機構と農業者等の賃貸借契約等について、合意解約する場合の手続きに必要な様式を見直すとともに、提出書類の数を減らすなどの変更を行った。

③ 機構との農地の貸借人が死亡した際の手続き

(平成 28 年 10 月 4 日 支庁・振興局担当者会議で説明済み)

機構への貸付者または機構からの借受者が死亡した場合には、相続人の意向を確認したうえで合意解約するか継続するかなどの手続きを明確化した。

④ 機構への貸付希望農地のリスト化について

(平成 28 年 10 月 4 日 支庁・振興局担当者会議で説明済み)

農地を貸したいが受け手が見つからない農地については、リスト化を行い、機構の借受希望者の公募へ応募した方から受け手を探するなど、機構のしくみを最大限活用するとともに、関係機関で情報共有を図るなどしながら、受け手を探すための流れを構築する。

⑤ 農用地等利用状況報告の回収方法について

地域駐在員の意見を聞き、いくつかの方法を検討し、本年度はモデル的に実施して、より効果的な方法を選定して、その他の市町村への波及を図ることとした。(継続検討)

⑥ 機構が農地中間管理権を有する農用地等における保全管理業務について

保全管理が必要となった場合の取扱について、「農地中間管理事業の実施に関する規定」に定めるとともに、保全管理要領等を策定。(継続検討)

⑦ 農業法人セミナーの開催について

機構から法人が借り受けている農地の再配分に向けて、農地集約化をテーマに法人間の意見交換が行える研修会を開催。(継続検討)

(2) 農地中間管理機構の事業推進体制の充実

① 機構の地域駐在員の配置について

平成 28 年 4 月 1 日より、市町村や J A の数が多い児湯地域駐在員を 1 名増員し 2 名体制とするとともに、これまで公社に配置していた中部地域駐在員を中部農林振興局に配置し、より効率的な活動が可能となる体制とした。(平成 27 年度からの継続要望への対応)